

長野労働局における働き方改革の取組状況

1 「長野労働局働き方改革推進本部」の設置・運営

- 働き方改革に向けた気運醸成、企業トップへの働きかけ等、働き方改革に向けた対策を実施するため、平成27年1月、長野労働局に「長野労働局働き方改革推進本部」を設置。
- 同推進本部は長野労働局長を本部長とする6名構成で、これまでに平成27年1月28日、5月12日、10月13日の3回開催。

2 労使団体等への要請

(1) 働き方改革推進のための要請

長野県との連携のもと、労働局幹部が県内の労使団体等（※1）を訪問し、働き方改革の推進について要請を実施（平成27年3月～5月）。

(2) 夏の生活スタイル変革（ゆう活）のための要請

労働局幹部が県内の労使団体（※2）を訪問し、夏の生活スタイル変革（ゆう活）の推進について要請を実施（平成27年5月）。

(3) 「過労死等防止月間」等をとらえた年次有給休暇取得促進、長時間労働削減等の要請

10月（年次有給休暇取得促進期間）及び11月（過労死等防止月間、過重労働解消キャンペーン期間）の期間をとらえ、長野県との連携のもと、労働局幹部が県内の労使団体（※2）を訪問し、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進等、働き方改革に係る要請を実施（平成27年10月）。

※1：連合長野、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、（一社）長野県労働基準協会連合会

※2：連合長野、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会

3 県内のリーディングカンパニー訪問（平成27年7月～）

- 長野県との連携のもと、労働局幹部が「働き方改革」の推進について2社（セイコーエプソン、シナノケンシ）、「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」の推進について1社（八十二銀行）を訪問し、好事例を収集。
- 収集した好事例については、長野労働局HPや働き方ポータルサイトに掲載して事例紹介している。